

定例記者会見（令和8年第2回区議会定例会） 質疑応答

・記者

伺いたい内容は2点です。

1点目は、住宅宿泊事業の国等への要望についてです。吉住区長は、住宅宿泊事業法が施行された8年前から、国の対応について様々な苦言を呈してきたと思うのですが、国や自民党に対して要望を出された結果、相手はどのように受け止めているのか、お伺いします。今後の対応になるので、現時点では要望を出しただけにとどまっているかもしれませんが、その辺りについてお聞かせください。また、住宅宿泊事業法は施行後3年ごとに法が改正されていくという認識でよろしいでしょうか。そうであれば、来年で8年となるため、何らかの改正の機会になるのか、その点についても教えてください。

2点目は、ポイ捨て防止の取組の強化についてです。先日、大久保西地区において関連する取組が実施されたようですが、その結果について教えてください。また、このポイ捨て条例は罰則がありましたか。罰則があるとすると、外国人観光客への対応については難しい面もあると思います。その点も含めて、わかれば教えてください。

・区長

まず、1点目の住宅宿泊事業に関する今後の状況についてです。まだ、国土交通省と厚生労働省にアポ取りをしているところでありまして、当初、観光庁と国土交通省、厚生労働省に行こうとしていたのですが、なかなかアポが取れないため、自民党の幹事長代行のところにも行ったという経緯があります。観光庁には、プレスさせていただきましたが、先日行きました。もともと、私どもと国の官庁とのやりとりの中でいうと、国は「8年前に制定されたときに、民泊が必要だという立法事実があったためにつくったのであって、その事実が変わらない限り、改正を行うつもりはない」という考え方を持っているようです。

・記者

「3年ごと」という話があるけれども、国は改正する必要がないという考え方なのでしょうか。

・区長

今のところ、そのような見解です。「3年ごとに改正する」と決められているわけではなく、「3年ごとに状況を検証し、必要な措置を講ずる」と法律の附則で定められていて、その検証の年にあたるということになっています。今のところ、国とやり取りしている中でいいますと、「課題は感じているけれども、法律を改正するだけの理由はないのではないか」と、現時点では国の省庁は考えている。一方で、与党幹部の方は、「法が検討されていた9年前、そして制定された8年前とは状況が変化している。今、住宅宿泊施設を増やす必要が

あるかといえば、必ずしもそうではないのではないか」という受け止めをしていただきました。今後、実際に法律を審議する国会議員の皆さまに理解が広がらなければ、省庁の背中を押すことは難しいため、両面から取り組んでいきたいと考えています。

次に、2点目のポイ捨て対策についてです。大久保通り西側において、不適正なごみ排出や商品陳列台の不適切な設置について、夜間に地元商店街や町会の方々、区の職員、警察とともに回らせていただきました。これまでも2回、私も同行しましたが、注意すれば下げてくれるところと、「なぜ下げなければならないのか」と抵抗する店舗も見られました。2回目に行った時は、また同じところが出しているところがあったり、注意をしたらすぐ下げたり、注意に対してすぐに下げられるように陳列台を改造している事業者さんもいて、出すことはやめない事業者も見られました。今後も粘り強く対応し、「出すたびに注意される」ということをやっていきたいと考えています。

高田馬場地域の早稲田通り沿いにおきましては、不適正排出に対して職員が直接チェックを行い、店舗に対して直接指導を続けていますので、多少改善されているところではあるのですが、店舗も次々に入れ替わるため、かなり粘り強い対応をしていかないと、街の清潔さを保てないなと考えています。

罰則については、条例制定当初から規定はありましたが、現時点まで実際に適用された事例はありません。証拠固めをして、処分にはいたるまでには、かなり手続きが必要であるため、同時多発的に大勢の方が違反をしているときに、平等な対応が難しいという課題もあるため、罰則までいくのは難しい状況になっています。

今回の改正の眼目としては、罰則を適用していくというよりも、今までは犬のふんについては生理現象によるものとしてポイ捨て条例の対象になっていませんでしたが、本当は置きっぱなしにはいけないということを飼い主に理解してもらうため、啓発していくために改正しています。また、当初は空き缶・空き瓶・たばこの吸い殻が主な対象でしたが、今は弁当殻や食べ歩きしたときの食べ物のケースや袋、割り箸などが無造作に捨てられている状況がありますので、こうしたごみについても、指導や処分の対象であることを意識付けしていくことが、今回の改正の大きなテーマとなっています。

また、外国人観光客への対応については、コミュニケーションの難しさはありますが、必ずしも外国人だけの問題ではなく、日本人も同様のことをやっていますので、平等に対応していく方針です。

・記者

民泊に関する国への要請について伺います。要請が21区になった理由と、それに対する受け止めを教えてください。

・区長

まず、21区となった理由については、いわゆる国際交流や地域に対して貢献していると

いう理由で、一律に規制を強化することには反対というご意見がありました。また、そうした意見がある中で、区長会として要望を提出することには抵抗感があるということで、もう1区が辞退しました。ただ、最終的にこれは喫緊の課題であるため、国が議論を始める前に、意思を伝える必要があると考えました。これはもともと総会では決まっていた話でしたので、土壇場でひっくり返ってしまったというところはあるのですが、予定どおり21区で要望を提出しました。おそらく2区も本心では、民泊に問題があるということは考えていらっしゃると思いますので、考え方は基本的には変わらないと思っています。また、課長会で議論してもらう際に、区独自の条例や取組で解決できるものは、国に持っていても、まず自分で努力してくださいと、突き返されることはわかっていましたので、そういう部分については、削除して国へ要望しました。例えば、「優良な事業者にインセンティブが必要だ」という意見もありましたが、これは自分の区の判断でできます。地域全体に一律の規制をかけることはできないというのは、国のガイドラインでもありますので、そうしたものを取っ払っていただいて、今回の要望では、地域の実情に応じた自主ルールをつくれるようにしてください、というのが眼目でありますので、その辺についてガイドラインの改正や実際の動きにつなげていければと考えています。

・記者

関連して、ガイドラインで地域全体に一律の規制をかけてはいけないという点について、新宿区としてはエリア全体に規制をかけるような考えもあるのでしょうか。

・区長

23区全体で話し合ってきた中で、当初はこの課題について問題意識を持っていた区は少なかったのですが、今は23区全体が課題意識を持つ状況になりました。新宿区から提出したきつい提案もあったのですが、今回は23区が歩調を合わせられる要望書になっています。区としては、地域全体に一律の規制をかけるという考えもあるのですが、例えば曜日規制もしていますが、用途地域によって変えていくのですとか、そうしたことは今もやらせていただいているのですが、場所によっては、かなり厳しい規制をかけさせていただいたり、私たちの考え方としては、「こういう場所ではできない」とか、私たちがルールを作る際に自由を与えてもらえればと考えています。

根幹部分でいうと、そもそも届出制ではなく許可制にしてもらいたいとか、あるいは、住宅宿泊事業法で廃止された事業者は3年間住宅宿泊事業法で届出ができないが、旅館業法では届出ができてしまいます。旅館業法で処分された事業者は、また3年間できないのですが、住宅宿泊事業法ではできる。こうした制度上の穴も埋めてもらいたいと伝えています。

また、管理業者が連絡がつかない場合があります。もともとは研修を受けて一定の基準に達した事業者が管理業者になるのですが、再委託が可能になっていて、再委託先はなんの研修も受けなくてよいと、そうすると、非常に不適切な管理状態になってしまいがちです。そ

ういったところをメインで訴えてきたところですよ。

・記者

実際にそのような事例は確認されたということでしょうか。

・区長

制度上、可能ということですよ。1件の施設や事業者への処分にあたっては、報告義務違反の場合、2か月に1回タイミングが来るのですが、まず1回目は改善命令、それから営業停止、最後に事業廃止と進んでいきます。それが2か月おきのタイミングになり、弁明の機会も与えますので、そうすると約7か月程度、1件を処分するために要します。ただ、途中で事業者が届出を取り下げると、もう1回ゼロに戻ります。実際に事業者もインタビューで答えていましたが、本当に事業者にとってやさしいルールになっています。

・記者

ごみのポイ捨てについて伺います。渋谷区で6月からポイ捨て条例が施行され、話題になっています。先ほど、罰則があるとのことで確認したところ、2万円以下の罰金となっている一方で、渋谷区の場合は2,000円の過料で、指導員がその場で直接徴収できる仕組みだと聞いています。このように、その場で注意して実効性を持たせる形にしていくといった考えはあるのでしょうか。

もう1点ですが、渋谷区の条例では、売る側の店舗に対してごみ箱の設置を義務化し、それにも5万円以下の過料をする仕組みとなっています。ごみの発生原因となる店側への働きかけについて、規制強化していく考えはあるのでしょうか。

・区長

まず、渋谷区さんが6月1日から開始している取組については、どのように進めていくか見ていきたいと考えています。おそらく人の量がだいぶ違いますので、例えば歌舞伎町では、一日中、私たちが掃除しても、あとからあとから、すぐにごみが捨てられる状況になっていますので、平等に、一人一人過料をとっていくことは難しいと考えています。そのために、数十人の規模で人を配置し、ずっとパトロールを行うという状況が想定されますが、それは現実的ではありません。ただ、今後、渋谷区の取組がどの程度効果を上げるのかについては見ていきたいと考えています。

次に、店舗へのごみ箱設置の義務化についてです。これは非常に興味深い取組だと考えています。新大久保のオーバーツーリズムの中で、ごみの不適切な排出が多いのですが、どちらかというと、店舗というよりも、お客様が食べ歩きをした後、そのまま民家の植え込みや、壁の中に置いていってしまう、あるいは路上に捨てていくパターンがあります。これについては、これまで何年も地元の商店を運営されている皆さんと話し合いをしながら、店内に自

分のお店で買ったものは自分のお店に捨ててくださいと、8割程度のお店がごみ箱やごみ袋を設置してくれている状態になっています。その結果、ごみの量は減少してきていますので、今のところ、条例で義務化して罰則を設けるところまでは考えていませんが、渋谷区さんの取組を拝見させていただきながら、それが効果的だとわかった場合には、選択肢から外すべきではないと、私は認識しています。

・記者

今回のテーマから外れるかもしれませんが、家庭ごみの有料化について伺いたいと思います。特別区長会の会長としてどのように考えているのか、また新宿区としての立場も含めて、現状の見解をお聞かせください。

・区長

まず、テレビ局の報道については、最初から有料化を前提として取材に来ておりますので、私たちの方からは現実的には難しいという説明を繰り返していますが、番組が放送されると有料化が前提の放送となっています。その点については、非常に危機感を持っています。先だって、もし、そのような報道をやるのであれば、先に「X」でこういうこと聞かれましたと、先に投稿しますよと働きかけて、なんとかバランスの取れた表現にさせていただいたこともありました。

区長会での議論について申しますと、まず分析を行い、その中で、個別収集に切り替える必要があると話しています。今は集積所で誰がいつ持ってきたかわからないごみが積み上がって、それを私たちが収集することになっています。有料化を行う場合、売っている有料ごみ袋を使っただけでことになりませんが、その袋に入っていないごみは回収できないことになります。そのときに、集積所の周辺の方々が自らの責任ではなくて、よそから持ってこられたごみが原因で、家の前にごみが置きっぱなしになる問題が想定されます。そのため、基本的には個別収集、戸建て住宅の場合は、自分の家の前においてもらうことが基本になります。これを実行すると、作業員はおおよそ1.5倍程度必要になるとか、小型輸送用車両についても1.5倍程度必要になると積算されています。それを考えますと、車を停める駐車場がない状態で、新宿区では半分は自前の車、半分はお願いしている委託の車になりますが、それらは、はるか遠くの区外から朝待ち合わせをしてやってきます。これをさらに1.5倍に増やすと、そういったことをさらにやっていかなければならなくなる。これは現実的ではないと思っています。また、環境面から考えても、車両を増やして収集を行うことが現実的かといったら、そうではないと思っています。こうした議論を23区の中でしております。一方で、最終処分場には時間的・量的な限界がありますので、そこが限界をきたさないように、なるべく長く、次の世代も使っていただけるようにするためには、私たちはごみを減らす努力を最大限しなければならない、そういう認識の話をしています。学識経験者の中には「気合があればできる」というご意見もありますが、住民感情ですとか、ごみを集めるために新

たに発生する人的コスト、車両コスト、駐車場の問題、そこにかかる経費などを考えると、有料化によってお金が入ると誤解されている方々もいらっしゃいますが、大赤字なんです。年間数百億円の赤字が出ますので、有料化によってさらにコストは増えます。こうした点を考えると、今すぐ実施できる段階にはないと考えています。そのため、ごみを減らす努力として、事業系ごみの手数料引き上げや、再生可能な紙ごみの清掃工場への持ち込みを禁止する、これらについては、ロードマップを作成し、取り組もうと話し合いがもたれています。持ち込みが禁止された場合には、持ち込まれた場合、それをストックする場所もつくらなくてはならないので、それも含めて、どのくらいの経費がかかって、どのくらいの面積が必要なのか、そういったことを含めて検討していくことになっていきます。最初の質問に戻りますが、有料化については必要な検討項目の一つではありますが、直ちに実施できる状況にはないという認識です。

・記者（朝日新聞 木佐貫）

それは新宿区長としてのお考えなのか、それとも特別区長会の会長としての考えなのか。

・区長

ほぼ同じです。

・記者

住宅宿泊事業の適正な運営に向けた国等への要望についてですが、あらためて、このような要望を通してどのようなことを期待していますか。

・区長

23区全体でそれぞれ意見を出し合った結果として、地域の実情に合ったルールを自主的に作ることができるように権限を与えてもらいたい、というのが第一の眼目にあります。それと同時に、今はオンラインで届出ができるようになっていきます。以前は対面で行っていたため、ごみの捨て方や夜の連絡体制とか、何分以内に来れますか等、細かく確認ができていました。また、多くが賃貸物件を使った住宅宿泊施設になりますので、家主居住どころか、所有すらしていない物件もあります。さらに、外国の方がお持ちなっていて、国内にいない所有者も多いです。今はオンライン申請で届出制になって、そうした物件がどんどん増えている状況ですので、従来は行っていた管理組合の規約で禁止されていないかなどの細かいチェックが直接できない状態です。そのため、届出制から許可制へ切り替えてもらいたい。この2点が23区としての強い要望です。ただ、既存の施設が大量にあるため、そこに不利益な状態になってしまっているといけないと認識しています。既存のものと今後新たに設置するものについて、区分けして考えたいと思っています。国としては、届出制を許可制にしても適正運営の原因にはならないのではないかと、という見方をしているということでしたので、そ

もそも事前のチェックができないで件数が増えていくと、一自治体の保健所で不正が行われているかチェックすることが難しいという状況を国にも強く訴えたところ、そのことについては観光庁も「それはわかりました」という反応でした。

・記者

その要望が通った場合、どのようなことを実現していきたいですか。

・区長

現在、新宿区だけでも約 3,700 件、また、墨田区さんが4月1日に規制を強化したので、駆け込みにより、3月に一気に600件の届出が来て、3,000件に達したとお話しされていました。大阪の特区民泊もそうでしたが、規制を厳しくしても駆け込みで増えてしまう。ただ、ボリュームとして数のある程度制限したいという考えはあります。件数規制することはできませんが、申し込み要件を厳しくすることで、ハードルを上げて、少し抑えやすくなるかなと、考えています。また、許可をするにあたって、許可を受けた後も違反した場合には許可をとめますよとか、厳しく指導できますので、指導の効果も期待できるのではないかと、そういったところを考えています。

・記者

なぜ、許可制が必要と考えたのでしょうか。

・区長

届出制では書類の要件が整っていれば受理せざるを得ません。許可制の場合は、これは本当にできますかとか、チェックをさせていただいて、適正な運営が可能かどうか判断することができます。この点に違いがあるということです。

・記者

歌舞伎町のキッチンカーについて伺います。すでに試験営業が行われていたと思いますが、効果が見られたことから、エリアや内容を拡充するというのでしょうか。

・区長

3月から実験を始めまして、3月・4月は雨で中止となった日もありましたが、ここでやっているということを知って、人も集まるようになってきました。そのことによって、人の流れが変わり、近隣商店の皆さまからはキッチンカーが出ていると、自分のところのお客様が減ってしまうのではないかと懸念もありましたが、そうしたお店で購入した方も利用できるテーブルと椅子という形にしたことで、お客様の選択肢が増え、近隣の商店からも好評を得ています。

欧米のオープンカフェや、新宿でいうと MOA 街の路上等がありますが、定着すれば、新宿の風景も変わっていくのかなと考えています。

・記者

今回の発表は、エリアと内容を拡充するという理解でよろしいでしょうか。

・区長

エリアについては参加店舗やキッチンカーが増えていくと、距離が伸びていくということ。また、回数についても、これまでは不定期で月に3回とか、来てもらえる日ということを設定していましたが、商業ベースに乗るということがわかっていくと、定期的にこちらの都合で開催してもキッチンカーが集まってくるという状況になりますので、その目途がついたということで、充実させて、定期化できるということになります。

・記者

キッチンカーのお話で関連して伺います。このキッチンカーがすでに開催されているというのは存じ上げなかったのですが、開催されている場所は、普段コンセプトカフェの呼び込みの若い人たちが並んでいたりと、東横キッズの方たちが路上に寝そべっている場所だと思います。そういった方たちに対しては、開催時に立ち退きの要請などはしているのでしょうか。

・区長

最近、東横キッズは普段はいないです。完全に歌舞伎町近辺からいなくなっているわけはありませんが、日常的にいらっしゃる方は比較的年齢層が高い方になります。場所としては、コンセプトカフェの呼び込みをしている方々が立っているエリアが半分を占めていて、反対側はそうではないのですが、キッチンカーを実施している時間帯はあまりいない印象です。ただ、それでも立っている方はいます。また、そこで寝そべっている方については、夜になると別の場所に移動されるという状況は把握をしています。彼らにも立ち直りができるように、福祉部門の職員が接触し、必要に応じて生活の立て直しの支援をしたりしています。そもそも道路なので、物を置くことは認められていませんので、「自分のものは持ち帰ってください」「置きっぱなしにしないでください」とか日常的に伝えている状態です。キッチンカーイベントをやるときには、事前に日程を貼り出しているため、それを見て一緒に楽しむ方もいるし、中には椅子を並べるのを手伝う方もいたりですとか、共存しながら実施している状況です。

・記者

ポイ捨てについてももう1点伺います。今回、条例で対象となるごみを拡大するとのことですが、過料をとらずに、条例で範囲を拡大しただけでは、ポイ捨てされるごみの総量自体は

変わらないのではないかと思います。今後、ポイ捨てごみを減らすためにどのような取組を行っていくのか伺います。

・ 区長

パトロール員をまわしていくということと、キャンペーンも行う予定です。これまで条例では対象が空き缶・空き瓶・たばこの吸い殻などに限られていましたが、実際に捨てられているものの多くを占めている弁当殻や食べ歩きで発生する紙ごみ、割り箸を追加しました。また、新宿区だけではないと思いますが、犬のふんの放置についても、これまではペットを飼う方のマナー・常識として、法律でも条例でも「駄目ですよ」ということが明確にされていなかったもので、注意がしにくいという住民の声があり、議会でも議論があつて、今回の改正に至っています。

・ 記者

キャンペーンの内容を具体的にお伺いします。

・ 区長

ごみを拾うキャンペーンや声掛けを区職員や委託の方々、商店街の皆様にお付き合いいただき、実施する予定です。また、グッズをつくることを検討しています。ごみを持って帰るための道具や、ごみを集めるための道具等を検討しています。

・ 記者

ポイ捨ては個人の観光客が多いのか。

・ 区長

来街者なのかなと思っています。例えば、電車やバスなどは禁煙のため、通勤時に移動中の交通機関の中では我慢して、駅や停留所から離れると煙草を吸い始める。そうすると、特定の商店街や表通りから一步裏に入ったところに集中的に捨てられていたり、そういうところに重点的にパトロール員を配置して目視で警戒しているのですが、やはり来街者によるものが多いのかなと認識しています。

一方で、ごみの集積所に、自分のところに捨てると大家に叱られるから、あるいは管理会社に注意されるから、よその場所に捨てに行くということが、住宅地内でよく起きることであります。

高速のサービスエリアに家庭ごみを持ち込まないでとごみ箱に記載されていますが、かつて新宿区では繁華街を中心に数百か所にごみ箱を設置していましたが、いろいろな物が投入されてあつという間に満杯になる、さらにはたばこの吸い殻までいれられると、火事になってしまいますので、街の危険を呼び込んでしまうということで撤去した歴史があります。

そのため、よく見極めながら、美化活動に取り組んでいきたいと考えています。

・記者

民泊の件について、東京都は関わらないのでしょうか。

・区長

東京都はこの間の九都県市の会議で、このことについて触れて、国に要望を出すということをしていました。基本的には法律の立て付けが区に来ており、保健所で行うことになっています。特別区の場合はそれぞれに保健所をおいて対応しておりますので、私たちがやることになっています。

・記者

東京都も新宿区と同じような考え方持っているのか。

・区長

問題意識を持っているということで、この間の九都県市の会議で国に対する要望を都の提案で提出されてきました。内容については似た部分もありますが、私たちはかなり詰めた形で要望を出しています。

・記者

発表事項とは少し異なりますが、広済堂ホールディングスさんが東京博善を売却するというのを区長会に説明する準備をしているという報道がありました。これについて、把握していることがあれば教えてください。

・区長

私たちは報道の内容でしか事実を把握できていない状況です。ただ、そのような報道があったので、昨日付けで東京都に対し、特別区長会として東京都と一緒に行動してくれないかということで、要望書を提出しました。この要望は、23区全体で合意したうえで出したものです。また、今回の報道に限らず、以前から知事と市区町村長で意見交換の場などで、火葬力の強化はすべきと申し上げてきました。法律上、公がやるべきものとなっていますので、そのあり方も含めて議論していくことになるかなと思っています。

・記者

「一緒に行動」というのは、今回の売却報道に関してという理解でよろしいでしょうか。

・区長

都内の公立の火葬場は2件しかなく、1件は都立になります。戦前の東京市の時代からあったもので、そのまま東京都が所有しているという状態です。また、臨海部にも埋立地に火葬場がありますが、そこは5つの区が一部事務組合を作って設置している状態です。ただ、5つも区がありますと人数也多いうえに、距離も遠いことから、民間火葬場を頼っている現実もあります。区有地は狭いところが多いので、そうした中で、東京都の協力を得ながら、都市計画もいじっていかねばならないところもあるので、一緒に検討しながら公の火葬場を増やしてくですとか、また、民間火葬場に対する指導についても、私たちには十分な権限がなく、法律では「指導・監督してください」とされていますが、具体的な根拠は明示されておらず、あくまで衛生管理・適正運営にとどまっていますので、会計部分には踏み込めない状態になっています。そのため、法改正も含めて、昨年度は東京都とともに厚生労働省へ要望書を提出しています。今後はこうした働きかけをさらに強めいきたいということで、要望書を提出しました。